

平成28年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第10日（平成28年 9月14日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案の委員会付託

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 田中耕之郎君 | 2番  | 岡本詠君  |
| 3番  | 細川博史君  | 4番  | 前田晃君  |
| 5番  | 浅尾公厚君  | 6番  | 森一美君  |
| 7番  | 小川豊治君  | 8番  | 西原強志君 |
| 9番  | 永野裕夫君  | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君   | 12番 | 武藤清君  |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君  | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長   | 前田利実君 | 主幹   | 藤倉加奈君 |
| 主事補    | 仮谷太志君 |      |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 市長 | 泥谷光信君 | 副市長 | 磯脇堂三君 |
|----|-------|-----|-------|

|                              |         |                    |         |
|------------------------------|---------|--------------------|---------|
| 会計管理者<br>兼会計課長               | 山本 豊 君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員   | 野村 仁美 君 |
| 企画財政課長                       | 早川 聡 君  | 総務課長               | 木下 司 君  |
| 危機管理課長                       | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長              | 上原 由隆 君 |
| 消 防 署 長                      | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長             | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長                       | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長            | 二宮 真弓 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長            | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長          | 横山 周次 君 |
| 観光商工課長                       | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長             | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                      | 楠目 生 君  | じんけん課長             | 田村 善和 君 |
| しおさい園長                       | 山本 弘子 君 | 収納推進課長             | 田村 光浩 君 |
| 教育委員長                        | 竹田 陽 君  | 教 育 長              | 弘田 浩三 君 |
| 学校教育課長                       | 中津 健一 君 | 生涯学習課長             | 中山 優 君  |
| 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 弘田 条 君  | 選挙管理委員会<br>事 務 局 長 | 沖 比呂志 君 |
| 監査委員事務局長                     | 小松 高志 君 |                    |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成28年土佐清水市議会定例会9月会議第10日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻者についてご報告いたします。

5番浅尾公厚君が所用のため、遅刻する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） おはようございます。清友会の田中です。

本日は、財政運営について、そして水産業についての2点の質問をさせていただきたいと思

います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

昨日にも西原議員から、また9月会議の冒頭では市長からも財政運営についてのお話等がございました。

本当に本市にとって重大な課題であり、これについてしっかりと対応していくことが、この本市の発展のためになると思っております。

それでは、地方交付税の減額について、企画財政課長にお伺いいたします。

減額となった交付税のうち、項目別に減額になったものはどのようなものがございますでしょうか。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

ご承知のとおり、普通交付税は基準財政需要額、いわゆる歳出から歳入の基準財政収入額を差し引いた不足分が交付をされます。歳出の基準財政需要額と歳入の基準財政収入額の差の大小によって、普通交付税の額が増減されることとなります。

今年度の基準財政需要額は、ほとんどの項目で軒並み減額されております。中でも減額幅が大きかった項目について申しますと、社会福祉費と清掃費がそれぞれ5,500万円、65歳以上の高齢者保健福祉費が3,700万円の減額、このほかにも包括算定経費の人口での算定項目が6,300万円の減額となっており、基準財政需要額全体で3億1,900万円の減となりました。

一方で、基準財政収入額は固定資産税の償却資産が1,100万円、地方消費税交付税が1,200万円の増などによりまして、基準財政収入額全体で3,300万円の増となっております。この結果、歳出は減り、歳入が増となったことによりまして、今年度の普通交付税は臨時財政対策債を含め、約3億5,000万円の減額となりました。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 本当に軒並み減額されているということで、特に、今、ご説明ありました社会福祉費、また清掃費がそれぞれ5,500万円という大きな減額、また65歳以上の高齢者保健福祉費、そして包括算定経費の人件費でも6,300万円という大きな減額がある中で、これに関連する事業等につきまして、今後の事業展開に影響などを及ぼすのでしょうか。

企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

先ほど、答弁しました項目について、基準財政需要額に算入される額が大幅に減額されたかと言いましても、それに関連する事業が縮小または廃止などは行いません。行政が行う事務やサービスは自治体によってさまざまで、予算をつぎ込む費目もさまざまであります。そういったことを考慮しながら、普通交付税は国が基準となる算定計数や指数などを緻密な計算により定め、基準財政需要額を算定しております。交付税に関係なく、必要な事業、効果が高い事業は継続して実施してまいりますし、逆に効果が余りないような事業は縮小、または廃止していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） わかりました。ありがとうございます。

それでは、この交付税が減額となったことについての影響度合いにつきまして、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

普通交付税は、市税の約3倍の額が配分されておまして、本市歳入全体の30%を占め、国・県補助金などの特定財源を除く一般財源の50%以上を占めていることから、今回の普通交付税の大幅な減額が本市財政運営に及ぼす影響は甚大であるというふうに受けとめております。

昨年策定いたしました長期財政見通しでは、本年度以降、毎年2億円から4億円の財源不足が生じる予測をしておりました。現在、長期財政見通しの改訂作業中ではありますが、この財源不足額は平成32年以降毎年4億円から6億円になるのではないかと予測しておまして、10年前、本市が大打撃を受けることとなりました小泉政権時の三位一体改革を超える影響があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 財政難の本市にとっては、大変厳しいことで、これまでに経験したことがないほどの財政的ダメージが予測されるわけですが、これにつきまして市民サービスへの影響等はございますでしょうか。引き続き、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

現段階で財政面での市民サービスの低下につながるような各種支援サービス等の廃止や、縮小の議論は行っておりませんが、今後の厳しい財政運営を考慮しますと、事業精査をきっちり行い、場合によっては廃止、あるいは縮小もやむを得ないのではないかとこのように考えております。

まずは、職員一人一人が自分の職場、身の回りの無駄をなくし、いま一度、みずからの持つ業務を精査し、歳出の抑制に努めることが先であると考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） それでは、続きまして、各種団体等の補助金につきまして、本市でもいろいろしているわけですが、この団体等への補助金についての影響はございますでしょうか。引き続き、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

10年前の三位一体改革のころには、補助金の一律10%カットを行いました。財政サイドとしましては、今回も10年前と同様、カット率や補助金の種類は未定であります。一定の補助金カットは実施せざるを得ないと考えておりますが、まだ市長、副市長ともこのことについて協議を行っておりませんので、来年度の予算編成方針を定めるまでに、そのほかの歳出抑制策も含めて、協議検討していきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、まずは職員一人一人が自分の職場、身の回りの無駄をなくし、いま一度、みずからの持つ業務を精査をして、歳出抑制に努めることが先であると考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当にまずは答弁いただきました無駄をなくすということをしかりと徹底して、その上で補助金カット等も起こり得るということがわかりましたが、極力、市民の方々にこの財政的な影響がいかないようにしていただきたいと思います。

それでは、引き続き、企画財政課長にお伺いいたします。

補助金カットも検討しているとのことですが、どの程度の期間、行う予定でしょうか。お伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

先ほどもご答弁させていただきましたが、現在、改訂作業中の長期財政見通しでは、平成32年以降、毎年4億円から6億円の財源不足が生じることが予測されておりますので、明確に何年までカット等を行うということはお答弁できませんが、財政運営が好転するまで、あるいはそのめどがつくまでは、削減に努めていかなければならないと思っておりますが、毎年の財政状況も勘案しながらの判断になると考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本市の抱えている財政的問題を解決するためには、市民も含めた協力は不可欠ではございますが、できる限り、市民への影響は最少に抑えていかなければならないと思っております。

答弁にもありましたが、まず行政としてできることを徹底していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、長期財政見通しの改訂作業中ということですが、実質公債費比率について昨年の9月会議におきまして、質問等をさせていただきました。その際には、実質公債費比率28年度に18%を超え、18.7%となり、徐々に上昇し続け、平成33年度にピークの21.2%となる見通しとなっているという答弁をいただきましたが、この実質公債費率の変更について、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

本会議冒頭の市長提案理由におきましても、また先ほど申し上げましたが、現在、長期財政

見通しの改訂作業中であります。改訂作業が終わり次第、内容につきましては、所管の委員会でご説明させていただきますが、これまでにない大変厳しい財政見通しになることは間違いございません。

実質公債費比率も起債の制限がかかる25%に極めて近い数値となりますので、今後は、今まで以上に交付税措置がない、または少ない起債は極力借入れを抑えていく必要がありますし、そのような事業に要する経費自体も抑えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 昨年よりも一層厳しい見通しであることがわかりました。

25%に近い数値となるおそれもあるということです、しっかりとした財政運営をお願いしたいと思います。

交付税減額についての影響は非常に大きいことがわかりました。今後の予算確保につきまして、どのように行っていくのか、副市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

今、企画財政課長が答弁したとおり、財政力が乏しい本市は、今回の普通交付税の大幅減により、大変厳しい財政運営を今後強いられることになりました。この地方交付税にかわる新たな歳入や市税等の大幅増などは残念ながら、本市の現状では望むことは極めて難しいことだと認識しております。

歳入の確保、歳入増が望めなければ、地道に歳出を抑えていくしか方法はないと思っております。

今後の具体的な歳出抑制策については、企画財政課と協議してまいります。一般経費については一定のシーリングを行い、各種団体等への補助金カットや市単独事業の見直しなどが考えられますが、まずは各課において、いま一度、既存事業の費用対効果を検証し、効果が低い事業は改善、あるいは廃止など、事業のスクラップ&ビルドを徹底する必要があると思っております。ビルドばかりでは財政はもちません。特にこのような財政状況では、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、スクラップも必要と考えております。背伸びをせず、身の丈に合った行政サービスに努めていかなければならないと、この厳しい状況を乗り越えることは大変難しいものと思っております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 副市長の答弁にもございましたが、シーリングを行い、また各種団体の補助金カット、また市単独事業の見直し等を行うということですが、不要な事業は基本的に私は存在しないと認識している中で、歳出の抑制は本市にとって非常にマイナスに働く可能性があるのではないかと考えています。

徹底した検証の上で、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、特に経済分野における事業の見直しについては、人口減少の課題と直結してきますので、可能な限り、従来どおりの計画にさせていただければと考えております。よろしくお願いたします。

続きまして、市長にお伺いたします。

これまでの答弁でも財政運営が厳しい状況になるということがわかりましたが、今後の人件費等につきまして、従来どおり、国の基準で上げていくのか、上げていくことも困難であると考えていますが、市長のご所見をお伺いたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ただ今、企画財政課長と副市長からそれぞれ答弁がありました。

この厳しい財政状況を乗り切るためには、いかに歳出を抑えていくかということが重要であると考えております。10年前の三位一体改革の時期には、他自治体が賃金カットを実施する中で、本市は賃金カットを行わず、極力、新規の職員を採用せず、職員数の減による人件費抑制に努めながら、財政難を乗り切ってまいりましたが、庁内各課においてこれ以上は職員の数減を減らせないというのが、今の状況であります。

まずはできるところから、歳出の抑制に努め、それでもだめな場合は、最終的に人件費に手をつけていかなければならないとは思っております。しかしながら、その際には、職員数の削減による人件費の抑制を図るのか、それとも賃金カットを行うかを含め、職員団体とも協議しながら、総合的に判断をしたいと思っております。

いずれにいたしましても、市民も職員も、ともに痛みを分かち合いながら、取り組んでいかなければならないと思っておりますし、この厳しい財政状況を乗り切る、そういう気概を持ってやっていきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 本当に厳しい決断をする時期に近い将来、訪れる可能性が高いとい



うことがわかりました。

これまでの答弁の中でもより一層の無駄のない行政運営を行う決意も伺いましたので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、基金の運用についてお伺いいたします。

既に答弁いただきました財政運営に密接に関係してきます基金につきまして、現在、緊迫した水準にあるものにつきまして、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

特定目的基金以外のいわゆる財政調整的な基金で枯渇するおそれのあるものについて、ご答弁させていただきますと、ご承知のとおり、国保会計の財政調整基金は、平成26年度の取り崩しを最後に枯渇しており、以降、翌年度予算からの繰上充用を行っているところであります。

その他では、しおさいの特別養護老人ホーム事業基金が補正予算及び決算の状況によっては今年度末で枯渇するおそれがあります。

また、一般会計の財政調整基金は、平成27年度末で13億円余りありますが、現在、改定作業中の長期財政見通しでは、このままの財政状況が続くと、平成32年度から33年度ごろには枯渇するおそれがあります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 財政調整基金が平成32年から33年度には枯渇するおそれがあるということですが、特定目的基金の国際交流基金には1億円あり、これまで取り崩し等も一度も行っていないと聞いています。今後の財政運営に迅速に対応するためにも、廃止等を検討すべきと思いますが、今後、どのような対策を打っていくとお考えでしょうか。副市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

いわゆる財政調整基金的な基金は、ほかにも減債基金が1億円余り、先ほど、企画財政課長から答弁があったとおり、財政調整基金の13億円と合わせて、14億円しか自由に活用できるお金はありませんので、今後、特定目的基金の活用も考えていかなければならないなと思っております。

特定目的基金をその目的以外で活用する場合は、単なる取り崩しでなく、借り入れるという形をとり、後年度に利子を含めて戻し入れすることになります。

財政が厳しかった10年前にも、地域福祉基金を活用し、昨年、戻し入れを行いました。

今後も同様の手段で活用を図るほか、議員がご案内のように国際交流基金は定額の1億円を元本とし、その利子、果実により国際交流等の事業を行うために、平成4年に創設したものでありますが、当時は高金利で年間500万円から600万円の利子があり、それに関連する事業を行っていましたが、近年は低利子のため、年間利子が約4万円程度しかないことから、毎年一般財源から予算化して、事業を行っていることから、国際交流基金を廃止して基金を他に活用することなども含めて検討したいと思っております。

しかしながら、これらの基金にも限りがございますので、基金はなるべく崩さないよう考えられるあらゆる手法を用いて、歳出抑制を図り、健全財政に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） わかりました。

本当に長期的な見通しの中でも財政運営が厳しいというときに、私としては市民の方々への影響を最小限に抑えなければいけないと思っております。もしかすると、今後、さらなる収入減が起り得る可能性もありますので、そういったときも迅速に対応できるように、市民の皆様に極力影響が出ないように対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

交付税減、また基金の状況を踏まえて、今後の財政運営をどのように考えていくのか、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 歳出抑制、歳入確保において、できることは全て行い、また、基金等所有する財産の活用など、使えるものは全て使って、この財政難に立ち向かっていきたいと思っております。

まずは、職員一人一人が歳出抑制について考え行動し、経費削減に努め、既存事業の検証をしっかりと行い、みんなで知恵を出し合って、限られた財源の中で最大の効果を生むような事業を展開してまいります。

また、これまで培ってきた人脈をフルに活用しながら、国への要望活動を一層強めてまいりたいと思っております。財源確保にこれまで以上に努めてまいりますので、ご理解とご協力を

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

財政運営の市長のお考えは一定理解することができましたので、ぜひ、今、言っていました事柄につきまして、しっかりとした財政運営につなげていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それと、私の考えで、先ほどから申しておりますが、市民の痛みは最小限にとどめなければならぬと思ひております。また、行政としてできることはまず徹底していただきたいと思ひますし、議会としても行政任せではなく、一丸となってこの課題解決に協力していかなければならぬと個人的に考えております。

昨年、議員報酬の削減提案を行ってききましたが、残念ながら実現することができませんでした。これからも市民第一に考え、提案等を行っていきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

本市の水産業についてであります。

本市の基幹産業でもありますメジカ・清水さばにつきましてお伺ひいたします。

昨今、人口減少とともに衰退をしている産業ではございますが、本市にとっては非常に重要であり、市といたしましてもさまざまな政策を打ち出しているところであります。また、メジカに関しましては、一次産業から三次産業において、多くの雇用を生み出しており、現在、県と一体となって産業の発展に努めているところだと認識しております。

この主力産業の状況と将来性につきまして質問させていただきます。

はじめに、メジカ・清水さばの直近までの水揚げについて、農林水産課長にお伺ひいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

市内でのメジカ・さばの水揚げは、10年前の平成18年度がメジカ6,847t、さば1,334tで、うち活さば6万7,161尾、5年前の平成23年度がメジカ5,476t、さば714t、うち活さば4万2,588尾、直近3年間の平均で、メジカ5,195t、さば410t、うち活さば4万8,980尾となっております。

ちなみに活さばにつきましては、昨年度5万8,390尾でございました。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 本当に先ほどおっしゃっていただきましたが、年々減っているということがわかりましたが、その中でも市としてもしっかり対応して、この漁獲量を確保するためにも対応しているというのが、いただいた資料の中でも平成26年度がメジカが落ち込みましたが、それ以降は、少しずつではございますが、ふえてきているという数値もいただいておりますので、引き続き、しっかりと現場目線での政策提言をしていただきたいと思います。続きまして、漁師・漁船の推移につきまして、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えいたします。

直近の調査、平成25年度の漁業センサスによりますと、自営漁業者は381人となっております。センサスによる経営体数、漁船隻数は平成15年度、経営体数508、漁船隻数628隻、平成20年度経営体数472、漁船隻数579隻、平成25年度経営体数394、漁船隻数457隻であります。

経営体数では、22.4%、漁船数で27.2%の減少となっております。

メジカ・さばに従事している漁業者は、漁協への聞き取りでは、メジカ漁で83名、うち60歳代以上が67名で、平均が60歳を超えております。さば立て縄漁は20名で、うち60歳代以上が15名で、平均年齢が65歳となっております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 年々減少傾向にあることがわかりましたが、特にメジカ・清水さばに従事している年齢層が60歳以上の方々が多く、将来的な課題が多いと思います。

もちろん、これらの課題について新規漁業就業者支援事業も行っていますが、この事業の推移について、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

新規漁業就業者支援事業については、自営の沿岸漁業者の育成、確保を目的に、高知県単独補助事業制度により、平成12年度から事業を開始し、本市では現在まで19名が制度を利用し、2年間の漁業技術研修を実施しています。

そのうち6名が現在も研修を継続中であり、諸事情により3名が漁業から離れることとなりましたが、10名が自営漁業者として独立し、市内で操業を行っております。

また、昨年度より、従来の自営型漁業者の育成に加え、漁業後継者確保の新たな取り組みとして、水産業に関連する企業が担い手育成の支援団体となり、新規就業者を雇用、育成する担い手育成団体支援事業を実施し、現在、市内の2事業所で4名が技術研修を実施しております。

また、11月から新たに自営型・雇成型とも各1名が技術研修を開始する予定となっております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 就業者も一定の成果が出ていることがわかりましたが、また、担当係長との聞き取りでも、近年、非常に問い合わせも増加しているということもお聞きしています。

また、県外への説明会にも積極的に参加していることを聞きましたので、引き続き、本市の漁業の魅力を発信していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど、答弁いただきました漁業者の高齢化につきまして、県の担当者にも漁業者確保につきまして、説明を聞いたところ、県としましては毎年50名の新規漁業者を育成していきたいと考えているということをお聞きしました。

現在、高知県では実際に漁に出ている、従事している方が2,500名程度いるそうですが、この推移を引き続き確保するためには、50名の新規漁業者を育成していき、2045年には現在と同じくらいの推移を保てるというお話を聞きました。

しかし、本市の年齢構成を見ても、そのときには手おくれになっている可能性があります。漁業者が減れば現在の節納屋にも影響が出てき、市全体の水産業にかかわる雇用が失われ、人口減少にもつながっていくと考えています。

そのためにも、現在の高齢化が進む漁業者対策をしていかなければなりません。

漁業者の高齢化問題につきまして、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

60歳以上の年齢構成の割合がメジカ漁では80%、さば立て縄漁では75%といずれも多い割合となっており、現在、新規漁業就業者の育成確保に向け、事業を実施しておりますが、高齢化による減少が増加を上回る状況が予想されることから、市としましてもより危機感を持

って対策を進めなければならないと考えております。

現在、本市の漁業は定置網漁を除き、主に個人単位での操業を基本としているところではあります。漁業者数の減少により、現在の漁獲量が確保できない状況となれば、漁業者や漁協などと協議しながら、個人単位ではない操業についても検討を進める必要があるものと考えます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 本当にこのメジカ漁につきましては60歳以上が80%、また立て縄漁では75%というのは、本当に大きな問題だと思っております。

課のほうからいただきました年齢別に見ますと、80歳で実際にメジカ漁をされている方が3名ということで、立て縄漁のほうでは現在はいらっしゃらないということをお聞きしました。

これにつきまして、考えますと、80歳になると重労働でもございますので、体力的な問題も含めて引退する方がいらっしゃるのかなということがわかりました。そうしますと、先ほど答弁いただきました60歳、また70歳の比率はとても重要になってくると私は思っていますが、課のほうでもかなりな危機感を持っているということがわかりましたので、引き続き、この土佐清水全体のメジカ、また清水さばの漁獲量をしっかりと確保でき、またこの水産業を保持していきたいと思っております。

それでは、引き続き、農林水産課長にお伺いいたします。

漁業者数の5年後、10年後の予測についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えいたします。

5年、10年後の予測につきましては、平成15年度、平成20年度及び平成25年度に実施した漁業センサスにおける漁業者の状況では、5年で約15%の減少、10年で約30%減少しており、単純にこの結果だけをとりまえば、5年後には漁業者数及び漁獲量、漁獲高ともに約15%の減少、10年後には約30%の減少となります。

また、現在、操業している漁業者においても、平均60代以上の方が全体の約75%、70代以上の方が約40%となっており、この数値から見ても、本市の10年先の現役漁業者数については非常に厳しい状況であることは予想されます。

市内全体の労働者人口が減少している中、漁業者についても5年、10年後の見通しについては大変厳しいところではあり、このままの状況が続けば、本市の漁業のみならず、宗田節な

ど水産加工業ともに5年後、10年後の安定した操業が不透明な状況となりますが、先ほどの質問でもお答えしたとおり、現在、現役漁業者や漁協等の協力により、漁業後継者対策としてIターンなどの移住者をはじめとした新規漁業者の育成確保に積極的に取り組みを進めており、将来における漁業者数や漁獲量、漁獲高の減少を少しでも食いとめる施策を講じているところであります。

本市の主要産業であります漁業をはじめとした水産加工業を衰退させないためにも、各関係機関と協力し、漁業後継者対策や魚価の向上に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 本当に5年後、10年後にはなかなか厳しいこと、予測もされるわけですが、先ほどからもご説明ありました新規漁業者の育成確保が重要となることがわかりました。

では、この漁業者確保の仕組みについて、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

新たな漁業者の確保につきましては、先ほどからの答弁のとおり、自営型漁業者の育成確保に向けた新規漁業就業者支援事業、雇用型漁業者を育成する担い手育成団体支援事業により取り組みを進めております。

また、本市独自の取り組みとして、長期研修生の扶養家族に対する生活支援についても実施をしているところであります。

高知県下でも、特に本市への漁業従事希望者が多く、現在、高知県が実施しております1週間程度の研修を実施する短期漁業研修制度へも毎年10名程度の申し込みがあると聞いております。

この方たちが長期研修制度を利用し、実際に本市の漁業者になり従事するためには、行政の財政的支援はもとより、現役漁業者の技術面での指導協力や生活面においても漁協や地域の受け入れ体制のさらなる充実が必要不可欠であると考えますし、また、独立後も本市で漁業者として安定した生活を営むためには、行政と関係機関と地域が一体となったサポート体制の構築が必要であると考えております。

今後においても、本後継者対策が単なる数合わせの一過性の事業とならないよう、新規漁業就業者が安心して定住できるサポート体制の充実に向け、取り組みを進めてまいりたいと思ひ

ます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1 番 田中耕之郎君。

（1 番 田中耕之郎君発言席）

○1 番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

新規漁業就業者支援事業や担い手育成団体支援事業の成果は、これから一層形になってくると信じております。

しかし、漁業者をふやし、また本市に定着していただくためには、現在、この育成事業の入口だけではなく、独立後の出口の政策にもより一層力を入れる必要があると思います。

本当に高知県下でもこの土佐清水市で漁師をしたいという問い合わせが県下の中でも非常に多いということは喜ばしいことでもございます。

また、それにつきまして、必要な予算を確保してお金を投入するわけですので、しっかりとそういった方々がこの清水で引き続き独立した後も、しっかりと経験を積み、一人前になっていただくまで支援していく必要があると思っております。

独立後の新規漁業者の支援につきまして、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

新規漁業就業者の育成確保については、今後も漁協や指導者と協議をしながら、可能な限りの受け入れを実施していきたいと考えていますが、入口の充実のみにとどまらず、自営漁業者として独立後の出口の支援についても検討していく必要があると考えております。

今後、実際に独立した新規漁業者や現役漁業者に話を伺いながら、具体的な支援策を検討していくこととなりますが、昨年度より実施しております立て縄漁業等の第三者による製作支援制度の構築や、漁船購入については、漁協と連携し、引退を予定している漁業者などの情報提供により、中古漁船の取得がより可能となるよう検討してまいります。

いずれにしましても、今年度で2名、来年度には5名が独立し、自営漁業者として操業を予定していることから、早期に県や漁協とも協議を進め、具体的支援を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1 番 田中耕之郎君。

（1 番 田中耕之郎君発言席）

○1 番（田中耕之郎君） わかりました。



本当に県の担当者とも話を聞く中で、本市の水産業にかかる政策というのは、県と一体となって進めていただいていると。また、本市の現状の踏まえて県の政策にも反映されているということが非常にわかりましたので、引き続き、事務方レベルでも密接な関係を築いていただき、現場の声をこの政策に反映できるようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

引き続き、農林水産課長にお伺いいたします。

今後の水産業の活性化のためにどのような対策を検討していくお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

今後の対策につきましては、先ほど来の新規漁業就業者の育成確保事業として並行して、やはり漁業者として生活していくためには、漁業という厳しい労働条件に見合う収入の確保が必要であると考えことから、とりわけ、魚価の向上対策に積極的に取り組みを進めます。

具体的には、昨年度より実施しておりますこだわりを持った漁法での水揚げ魚種への産地ブランドタグの作成、取り付けにより、市場での他産地との差別化による魚価の向上対策や、高付加価値を与えるため、徹底した鮮度保持による高鮮度物流に取り組み、主に都市部での市場拡大に高知県関係機関と連携して取り組みます。

また、高知県漁協が新規導入を予定している活魚槽装備車両の幅広い有効活用や地産外商活動として、本市の特産品である宗田節、姫がつおを代表するメジカ加工品等の販路拡大により、本市で水揚げされた新鮮な水産物の価値を再構築できるよう検討を進めます。

いずれにしましても、ここ数年がさかなのまち土佐清水の復興に向けた正念場であると捉え、民間企業等の協力も得ながら、官民一体となった取り組みを推進していきたいと考えますので、またぜひご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当に清水さばの取り扱い店舗等も東京とかでも少しずつふえてきているということもお聞きしました。

県外にこの清水さば、また宗田節含めて認知度が少しずつ広がっていています。つい最近も全国区のテレビでも、卵に専用の宗田節というのも紹介されたり、いろいろな意味でこの水

産分野にかかわる本市の新しい一歩がどんどん形となってきておりますので、引き続き、よろしくご支援のほうをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に市長にお伺いいたします。

水産業の今後の発展につきまして、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 農林水産課長から詳しくこれまでの取り組みについて答弁がございました。

本市の水産業については、高齢化による漁業者数の減少や漁業者がサンゴ漁にシフトした影響などによる漁獲量の減少、またそれらに関係して宗田節をはじめとする水産加工品や仲買業者など、水産関連産業への影響など、大変厳しい状況が続いているというふうに認識をしております。

この状況に立ち向かうため、市としては、先ほど、所管課長から答弁がありました新規漁業者の確保に向け、生活支援や自立に際しての漁船取得、独立後のサポート体制の構築など、担い手対策の充実を図っております。

また、魚価の向上や販路拡大の取り組みといたしましては、本年7月から清水さば、活魚の活魚輸送車による神戸の飲食チェーン店、ワールドワンへの出荷を開始しており、多くの皆様に好評を得ていることから、今後も本事業の継続拡大に向けた支援を実施していきたいと考えております。

さらに、今後の重点施策として本市の主要魚種であるメジカを主体として、漁獲から販売・加工・残渣処理とこれらのサイクルを確立させるため、現在、高知県を含む各関係機関によるメジカプロジェクト推進協議会を立ち上げ、原魚調達や共同加工、残渣処理などを中心にクラスター化に向け検討を行っているところです。

これらの取り組みを進めながら、今後も高知県、漁協、加工組合や各種関係機関と連携をし、水産業の振興に努めてまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

本当にこの水産業は、成果が出始めて、また出ているところもあると私は思っております。

昔といっても、5、6年前と比べると、節納屋で言いますと、今まで問屋に依存していた形態が直接エンドユーザーに消費者に対して加工して販売しているというところも、本市でもかなりふえてきています。さらなる商品開発を含め、また県が地産外商を含めて支援もしていた

だいているということも踏まえて、今、ようやく軌道に乗ってきたこの水産分野における基幹産業を引き続き積極的な政策で支えていただきたいと思います。

既に最初のほうにお聞きしました財政運営での影響が、こういった分野において影響が極力出ないようにしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、全ての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） おはようございます。同志会の岡崎であります。仲田議長、議長就任まことにおめでとうございます。

思えば10年前、2年間、仲田議長には私、副議長としていろいろご薫陶を受けました。また、西原議員、副議長就任おめでとうございます。

西原議員も我同志会として、人格・識見ともに高く、非常に誠実かつ柔和な方でありますので、このお二人のコンビが2年間議会を運営するというようなことは非常に喜ばしいこととこういうふうに思っております。

それでは、ちょっと前置きは長くなりますけど、質問に入ります。

今回、私は6月会議で市長専決事案で出された遅延損害金3,242円の決定事件であります。損害発生理由として、平成27年4月1日付で市長が行った降任処分に対して提出されていた不服申立書について、高知県人事委員会から降任処分を取り消すとの裁決書を受け、平成28年2月15日付で降任処分を取り消すとの人事異動の発令を受け、3月30日に給与の差額の支払いが完了し、遅延損害金の額が確定したとのことであったが、私としては降任処分の取り消しの原因はどのような原因か、なぜか、私は公信力、公定力の強い市長の書類、降任を打った、いわゆるここに処分書ありますけれども、行政手続がなぜそういうふうになったのか、公文書の開示を求めました。

その上、関係法令と若干勉強させてもらいましたが、その結果、手続について市長部局、教育委員会部局に対して、少なからず疑問点を感じた次第であります。

本件、私の質問の目的は、質問戦を通じて公開文書から見える地方教育行政の組織運営に関する法律、土佐清水市教育委員会会議規則、土佐清水市情報公開条例との整合性についての疑

問点、開かれた教育委員会、教育行政、市政の一助となればとの思いと、市長部局、教育委員会部局ともに慣例にとらわれず、法的根拠の精査となるさらなる法令の遵守等であります。

本件質問により、一步でも二歩でも明るく開かれた、明るい職場になることを願っています。

なお、市長も各般にわたって、国・県への陳情や本市のために土佐清水ワールドをはじめ、市内外に幅広く活躍していることは評価をしております。

教育委員会も清水中の統合時の荒れた時期は、早朝より清水中の校門に立ち、生徒たちに声かけをしていました。まことに頭の下がる思いをしたことを感じております。

しかしながら、今回の件は、議員としては私は看過はできません。えらいさんの行為についてはなかなか注意はしづらと思いますし、またできないのではないかと感じております。質問することこそが最大のこの事故の防止になると確信をしております。

前置きは長くなりましたが、それでは法制面からの検証、確認を中心に本題であります一般質問に入らせていただきます。

まず、副市長にお尋ねいたしますが、教育委員会についてはどのような位置づけ、権限があるのか、地方自治法180条をもとにお尋ねをいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

地方自治法180条の5の規定により、執行機関として普通地方公共団体に置かなくてはならない委員会として、教育委員会が定められており、同法180条の8には、教育委員会の職務権限に関する行政組織上の基本規定が定められています。

具体的には地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められており、人事に関する規定として同法21条第3項に教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任命その他の人事に関するものと規定されております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 副市長、今、お答えになったように、教育委員会部局の職員に対しての任命等は教育委員会にあるとこういうことですので、こういうことをお忘れになったのかどうかわかりませんが、なぜこういうふうに教育委員会部局の職員を処分できたのか、副市長としてはどう思いますか。

○議長（仲田 強君） 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 今回の降任処分につきまして、私、職員の懲戒処分委員会の委員長として職務をしておりますけれど、私が職員採用になって30数年になります。その30数年間に私の知る限りでは、職員の処分については首長、市長がするものと認識しておりましたので、今回も市長名で処分をした経過でございます。

以上です。

○議長(仲田 強君) 10番 岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) 副市長の件によると、今までの慣例からも市長ができるであろうとこういうことであるようでありますけれども、あくまで慣例とかというのは法律の範囲内の慣例ならええけれども、はっきりとこういうふうに権限がいわゆる二元分立制になっているときにやるというのは、そうやけん、こういうふうに裁決書が出てきたわけです。心していただかないと、ここで質問することにより、今後はこういうことはなかろうと、泥谷市政、ずっと続くかもわかりませんが、なかろうかと思っておりますので、副市長が一番支える立場やけん、その辺はこれに関したの副市長も、あるいは総務課長等々も裁決書によるとかかっておりますけれども、よくよく、きのうやきょうの新米ではありませんので、その辺はよく考えてください。

次に、専門家であります教育長にもお尋ねをいたします。

教育委員会の具体的職務について、お尋ねをいたします。

○議長(仲田 強君) 教育長。

(教育長 弘田浩三君自席)

○教育長(弘田浩三君) お答えいたします。

先ほど、副市長の答弁と重複もあるかもわかりませんが、教育委員会における人事に関する職務権限として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3項に、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の職員の任免に、その他の人事に関することと規定されております。

○議長(仲田 強君) 10番 岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) 教育長、これわかっていたら、自分のところでせんといかん。毎年、教育委員会の点検評価、これは出ます。我々ももつけど、この中にも明らかに書いておりますので、今までの慣例とか何とかというのは、これは何ぞというようなことになりますので、その辺もよくひとつ考えていただきたいと。それでは本件、これ出向の問題でもありますけ

れども、次に、出向についてお尋ねをいたします。

出向の意義と職員の任免権はどこにあるのか、今回の場合については教育委員会であるというの、これははっきりしているわけですがけれども、出向についてはどのような考えをお持ちか、まずもって副市長、お尋ねします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

出向とは、同一の地方公共団体において任命権者を異にする機関相互の職員の人事交流に際して行われる発令形式のものと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 職員の職の発令についてとここにありますがけれども、出向していったら、行った先が任命権全て持っているということであろうかと思いますが、教育長にさらにお尋ねいたしますが、出向してきました。そしたら確実にあなた方に教育委員会に任免権等はあると思いますけれども、教育長の見解はいかがか。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

教育委員会に出向した職員は、教育委員会職員としてその身分は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条に任免・人事評価・給与・懲戒・服務・退職管理、その他の身分取り扱いに関する事項は地方公務員法の定めるところによると規定されています。

地方公務員法第6条では、教育委員会は職員の任免・休職・免職または懲戒等を行う権限を有するものとなっております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） そうなっているわけですね。そうなって、両方ともせんかったと。これは僕から言えば、赤信号を行ったようなもの、明白なる瑕疵です。それから最初から法にのっとってやっていたら、何ちゃこんなことせんかった。あなた方も嫌な思いをせんで、僕らもそんな思いをせんで、また発言もせんでというようなことはよく考えてください。

それと、教育長にお尋ねいたしますけれども、教育委員会はなぜ一般の方が入っておるのか、教育委員会の制度についてもひとつお尋ねいたします。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） 首長の権限の集中を防止し、中立的、専門的な行政運営を行うためだと考えております。

住民による意思決定、これレーマンコントロールというふうに呼んでおりますが、複数の委員により、合議によりさまざまな意見や立場を集約した中立的な意思決定を行っているというところだと思います。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） あっさりと答えてくれましたけれども、いわゆる戦前の教育から今までの教育において、戦前は要するに行政がかなり教育のほうにも権限を及ぼしたと。その反省から戦後、ずっと変わって、間もなく変わったら教育長は教育委員長も全部兼ねるようになると思いますけれども、1つの首長から独立して、独自性と明るい教育行政にせんならんというのがもともとの目的であろうとこういうふうに思っておるし、また、多分、そういうふうなお考えであろうとこういうふうに思いますので、要はやるところがやっていたら、何ちゃこんなことにならんかったとこういうふうなことです。

さらに、教育長に質問いたしますけれども、情報公開の文書については、教育長が当然決裁していると思いますが、教育委員会の会議資料については、平成28年2月10日、臨時教育委員会第2回の議事録につきましては、ご案内のように発言者は全て塗りつぶすと。こっちは全くわからない。これが情報公開の結果。市民・国民は知る権利もある反面、憲法13条におけるプライバシーの保護もある。そういう観点からいろいろやって思うんですけれども、ご案内のように黒く塗りつぶしているけれども、これの法的な根拠はどこにあるのか、これをお示しく下さい。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

このたびの公開請求で、人事委員会より職員が降任処分を取り消しとなっているが、以後の教育委員会の対応となっており、第2回の会議録中、黒塗りの部分は当事案を審議したものであることから、土佐清水市情報公開条例により、黒塗りにて対応させていただいたものであります。これは市情報公開条例の第7条によるものであります。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 条例に基づいて黒く塗りつぶしたと。しかし、条例の上には法律があるわけです。ご案内のとおり。条例と法律は法律が上位法。このいわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項、これには教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができますとあります。この第2号については、3分の2とか何とかいうことは何にも書いていない。第3号以下は委員長の発議によって全員が公開しないということはこれ書いてありますけれども、第2号についてはそういうような文言はありません。文言がない以上、これはこちらに14条の7に従って、黒く塗るのはいかがなものかというふうに思いますけれども、教育長にお聞きをいたします。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） 今回の件につきましては、先ほど答弁しようと思っておりましたが、情報公開条例の6条の3のア、調査研究・計画・検討・審議または協議その他実施期間の意思決定過程における情報であって、公開することにより、当該意思決定または将来の同種の意思決定を更正、または適正に行うことに著しい支障が生じるものによるところの項を採用しての判定、対応をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 条例に基づいてということですが。条例の上に法律があるがやけん、そこら辺は同じような答弁して納得するわけでもない。これはよく、今、そんなことでやり取りしても仕方ありませんので、よく勉強をしていただきたいというふうに思います。

なお、情報公開条例第6条の1項への（ア）、ちょっと読みますけれども、第6条、実施期間は次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開をしないことができる。個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるものと認められるもの、ただし、次に掲げる情報を除くということは、これらは情報の公開に秘密の対象にならないというようなことです。これに国家公務員及び地方公務員とあります。教育委員会の各委員は、いわゆる特別職の地方公務員であるというふうに思っております。そしたら、それから言ったら、2回、3回、4回、5回、これ全て各委員はこれを黒く塗る。こういうことができるとはこの文言からは思っておりませんが、その辺については教育長、いかがお考えか。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）



○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、その次の項で6条の3のアの先ほど申しました条例、条文を採用いたしましての判断とさせていただいておるところでございます。

なお、調査、今後も引き続き勉強させていただくとともに、さらに調査・研究を重ねまして、また今後、より一層適正な事務処理の遂行に努めてまいりたいというふうにも考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 教育長のいうところの当該意思決定、または将来の同種の意思決定を公正または適正に行うことに著しい支障が生じるものとかこういうようなことですから、この委員の名前を消す、消さんで、意思決定に当該適正に行うこと、著しい支障が生じると、こんなことはあるがやろうかと。これは名前を消したこと、あるいは消さんことによって公の利益が、出したことによって反するのか、個人のプライバシーに反するのか、これは非常に、私はそう思っておりませんが、教育長がそうおっしゃるなら、それでいいでしょう。もしそういうようなことが出たら、判例等でもあれば、そこでお示し願えたら、また委員会等で示していただいたら、私も納得はいたしますけれども、この文言からはどうも教育長の言うのは、もうちょっと弱いなとかいうふうな感じがいたします。ひとつよろしく願いをいたします。

教育長、さらにお尋ねいたしますけれども、教育委員会の委員の方々と、一般の方々、なぜ一般の方々なのか、これは釈迦に説法とは思いますが、答えてください。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） また、先ほどと重複する形になろうかと思いますが、先ほど、答弁の中で、ちょっと足りない部分もありましたので、少しつけ加えさせて言わせてもらってよろしいでしょうか。

それでは、私、まとめているものを読ませてもらいたいと思っております。

戦前の地方教育行政は、内務行政の一部として行われていたため、首長は文部大臣及び府・県知事の指揮監督を受けて、教育行政を行っておりましたが、戦後、新憲法の制定に伴い、教育行政の民主化、教育行政の地方分権、教育の自主性確保等が方針として掲げられ、教育委員会が全ての都道府県及び市町村に設置されております。

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は中立公正であることは極めて重要であり、行政委員会の1つとして教育委員会が教育行政を行うことにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を行うため、住民による意思決定に

より、複数の委員により合議によりさまざまな意見や立場を集約した中立的な意思決定を行っているものであります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） それでは、次に、平成28年3月4日から3月17日までの3回、臨時教育委員会が開催されました。これはいずれも人事案件でありますけれども、議事録を見ると、本件議事録は竹田委員長の発議で、非公開にするというようなことで、全員異議なしとこういうようなことであります。

いわゆる公開文書と非公開文書、これ14条の7に教育委員会の会議は公開する。ただし、いろいろあって出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると公開と非公開とはっきり分かれています。3、4、5、ここにありますが。私はまだ疑問に思っているから、この3、4、5の内容については一切、質問しませんけれども、非公開がなぜ請求したら公開して出てくるのか、これは私はどうしても公開は公開、非公開は非公開。非公開なら出すべきではないと自分では思いますけど、その辺がどうしてもわかりませんので、教育長にお尋ねしたい。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

教育委員会の会議は原則公開としておりますが、このたびの会議は職員の身分、個人のプライバシー等を審議するものであることから、委員会の判断で非公開としたところであります。

会議録については、原則公開が求められており、このたび、非公開の会議の会議録を公開すべきか、すべきでないか、検討を行ったところであります。

県教育委員会に確認したところ、そのような事例はないということで、他自治体の取り扱いについて調査したところ、非公開の会議であっても、議事録が非公開となるわけではなく、情報公開請求に基づき判断されるべきとの事例があり、本市の情報公開条例に基づき公開したところであります。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 教育長、いずれも条例に基づいてというようなことで、条例は条例でええとしても、その上位法もあるがやけん、全ての委員がこれを出す、出さんについて、認知しているのかどうか、これは私はわからんけれども、全ての委員がこれは第3回、5名で

19回発言しているのか、とりあえず、非公開になってますけど、我々から考えて、あるいは一般から考えて、ほかに例がないようなので、例がなければ本市のが多分、例としてまた公式に残るであろうとこれは思います。よっぽどこれお考えになってやらないと、前例になる可能性があります。上位法、あるいは情報公開法、あるいは市民の知る権利とプライバシー等々よく考えて、今後、その方向性を決定をせんとほかのところにも全ていくわけですから、ご案内のように知る権利は憲法11条、この辺から来て、みんなが行政の情報とか何とかを知ることによって、民主的な行政運営に資するというのが知る権利であります。

もちろん、個人のプライバシー、これも最大限に尊重されなければなりません。ただ、この公開、非公開、あるいはこの前話しよった秘密会とかいいよったけど、はっきりするまでは非公開の文書でも請求したら、僕も出しているがやけん、皆さんからあってもこれ全部出すというようなことになりますわね。いかがですか。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） 公開条例に基づきまして、提出させていただくようになると思います。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） そやから、私が委員長からみんなの発議で、非開示になっていても、情報公開条例で請求したら出すとこういうことですか。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） 非公開というのは、この会議を公開させないということです。会議録を非公開ではなくて、この会について傍聴人がいない形で、個人個人の発言を妨げない形にして始めるのを非公開というふうに解釈しております。ですから、そういうふうな形で会をした後に、その開示請求があった場合、会議録については公開、情報公開条例に基づきまして検討させていただいた後に公開という形であります。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） ただ、私が聞いたのは、私が情報開示請求して、こうやって出てきました。私がしようが、第三者がしようが、一般人がしようが出すと。今のところ、そういう判断ですね。

○議長（仲田 強君） 教育長。

(教育長 弘田浩三君自席)

○教育長(弘田浩三君) はい。そういう判断でございます。

○議長(仲田 強君) 10番 岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) これずっとやりよったら何ちゃなんけん、あれやけれども、さらに教育長にお尋ねいたします。

これは終わってからのいいよるがやけん、簡単なことやけど、教育委員会は該当職員をルールに従って処分していたら何ちゃなかつた。これはご案内のとおりです。

それで、第2回の臨時教育委員会、この議事録の中に教育委員会には懲罰委員会がないので、市の懲罰委員会に委託していれば問題がなかったとの記述がここにあります。これは言った言わんの問題やない、記述がある。市の懲罰委員会に委託していれば問題がなかったと。全部任せていたらいいと。こういうことは反対に考えれば、一般的な職務権限の放棄と、私らこう思いますけど、それと丸投げとしか私は思いません。ちょっと待ちなはれ。そやから、わからんときは、市なり、あるいは県教委なり、顧問弁護士にも何ぼでも聞くとかあるやないですか。僕ら聞こうと思ったらお金出して聞かんといかんけれども、教育長らはそんなことないですから、市から聞いたらええかと思うが、県教委等の指導を、あるいは弁護士に聞く等の案は皆さんから出なかったのかどうか、それはいかがですか。

○議長(仲田 強君) 教育長。

(教育長 弘田浩三君自席)

○教育長(弘田浩三君) 冒頭に副市長の答弁の中にもあったかと思いますが、やはり今までの流れといいますか、慣例といいますかというところを優先した結果、このような形になったというふうに反省しております。

○議長(仲田 強君) 10番 岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) 教育長、はっきりわからなかったけど、はっきり言ってくれる。

○議長(仲田 強君) 教育長。

(教育長 弘田浩三君自席)

○教育長(弘田浩三君) 冒頭に副市長の答弁の中にもあったかと思いますが、今までの慣例というところで、そこをお願いして、慣例の中で行っていったというところで、もう少し議員が言われるように精査してやるべきであったというふうに反省しております。

○議長(仲田 強君) 10番 岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君発言席)

○10番（岡崎宣男君） 教育長、今の慣例という言葉をお使いになりました。今までの慣例と。今までそしたらこういうことがあったのか、あなたは多分知らんのかと思うのやけど、慣例で来たということは、ずっと明白なる瑕疵なり、あるいは違法なり、そういうことがずっと続いてきたということですので、そう簡単に慣例で来たと言われたら、こっちとしたりがっくりくるわの。慣例で何でも来るのやったら、慣例で来たらぐあい悪いけん、法律ができるがやけん。法律によって執行するがやけん。我々、全員、地公法32条で法令の遵守の義務があるがやけん、慣例遵守の義務はありませんので、その辺は教育委員会も執行部も、その辺、よく考えて行政対応していただかんと、私の思いはこういうことが2度とないようになつたらええがやけん、そのために質問するほうとしても、別に機嫌よくしているわけじゃないというようなことでありますので、さらに教育長にお尋ねいたしますけれども、私としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地公法の観点等から、本件はなすべきことをしなかった教育委員会のあり方について、私は大きく問われているのではないかと思っております。今後、同様の事件が発生することがないでしょうけれども、大きな教訓としていただきたいと。それで、このようなことを防ぐ具体的方策については、この中でもありますけど、3、4、5は私は非公開の立場なので、この中は使わんけれども、どのような対応をされるか、教育長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

法令も遵守、今、議員がおっしゃったとおり、第一当たり前のことでございますが、法令遵守をまず第一に考え、またわからない、また疑問な点ありましたら、また県なり、他市町村なり問い合わせを行いながら、慎重にも慎重を期して、2度とこのようなことが起こらない形での事務執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 教育長はそういうふうに、僕らも一緒やけど、言うのは簡単です。確実に実行していただきたいと、こういうふうに思います。

最後に、教育委員長、きょう、お越しいただきました。常勤と違いますので、非常にご苦労なことと思いますけれども、教育委員長は土佐清水の教育のトップにありますので、あえて一問だけお聞きをいたします。

最高責任者として、本件についての反省と教訓があるのか、なければ構いませんが、あるとすれば、その思いをひとつ聞かせていただきたいとこういうふうに思います。

○議長（仲田 強君） 教育委員長。

（教育委員長 竹田 陽君自席）

○教育委員長（竹田 陽君） お答えいたします。

このたびは、教育委員会の持つ職務権限の管理執行に当たり、その一部を市長部局において行われていた事例が判明いたしました。

職務遂行に当たり、法令、条例、地方公共団体の規則等にとった職務の遂行が基本であり、例え一部とはいえども、適切な職務遂行を行っていなかったことは、まことに遺憾であり、教育委員会を代表して心よりおわび申し上げます。

本事例が判明後、このような事例が再度起こらないように、教育長に厳しく指導し、事務局職員においては、既に他教育委員会との情報交換などを行い、適切な職務の遂行に取り組んでいるところであります。

また、教育委員会といたしましても、これを教訓、戒めといたしまして、なれや慣習を優先せず、法令に基づいた適切な事務執行に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 教育委員長、まことにご苦労さんでございます。常勤やないのにまことに気の毒だなとは思いましたが、立場上、最高責任者に聞いとかなと、これは私ら議員としてはまことにじくじたるものがありますので、教育委員長にあえて聞きました。

この言葉は教育長なり、学校教育課長も聞いて、私もまた2年間、総務委員会へ行かせていただきますので、またよろしくあなた方専門家に、私もいろいろご指導いただかないといかんと思っておりますけれども、教育委員会のこの別に名誉職でもありませんので、さらなる活動、活発なる活動をお願いいたしまして、教育長に対する質問は、教育委員長には質問は一切いたしません。

次に、市長にお聞きします。

市長の出した降任処分について、地公法第57条により、職員から代理人を通じて、県人事委員会に異議申し立てがなされ、結果として降任処分が取り消されました。これはご案内のとおりであります。

市長の出した処分が取り消された例は、市長も市役所長いと思っておりますけれども、今までにありますか、ありませんか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 事例はありません。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 今までには市長の処分が取り消されたことはないということですので、市長、これは初めてとしても、これはこういうことがないように。なお、これ本件取り消しについては、再審請求はなされておりません。人事委員会の決定については最終的にはこれは認めた、あるいは認諾したと解釈いたしますが、市長は本件についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この高知県人事委員会の裁決書にあるように、降任処分が取り消しになったということは、これを受け入れております。非常に遺憾であります。

ただ、今後におきましては、教育委員会からもいろんな発言がございましたが、地方自治法など関係法令に沿って、適切な事務手続を行っていく所存でございます。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 今後は適切な手続をとるとこういうことですね。市長。そうですね。

本件については、人事委員会の裁決書、これに書いてありますけど、瑕疵ある行政行為、任命権の分立制度の趣旨から逸脱し、あたかも任命権が市長に一元化されているかのような人事権の行使が常態化していると言わざるを得ない。との記述が見受けられるが、先ほどの質問戦でも明白なように、教育委員会に権限のある事件を市長が行ったことが取り消しの原因であります。

人によっては生殺与奪の人事行政は異動によって生きもすれば死にもすると。私も警察でいろいろ異動は8回は受けているけど、そういうふうな経験もありますが、人事行政は法にのっとして適正に行っていたらいいと思います。将来にわたり、心していただきたい。本件については市長に見解を求めます。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほども答弁いたしましたように、今後は地方自治法など関係法令に基づいて、適切な事務手続を行っていきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 裁決書の中には、慣例で行っているとの主張も見受けられたが、教育委員会は今までそんなことはなかった。こちらは市の行政のほうには、今までそういうふうな慣例があったのか、なかったのか、市長、いかがですか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本市のような小規模な自治体においては、この教育委員会をはじめとする出向、農業委員会とかいろいろな出向する部分があるんですが、議会ももちろんそうです。人事を一元化するというのは今までの慣例という、昭和29年の市役所始まってずっとこれが行われてきた。市長が人事を行うということは行ってきたわけでありますから、そこら辺はどういうふうに精査して、教育委員会また出向機関との整合性を図るか、今後の異動についてはそこら辺も1つは整理をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） ずっと慣例で行ってきたというようなことですが、先ほど言いましたように、我々は法令に従う義務があります。もちろん市長にしたって、我々にしたってみんなある。慣例に従う義務というようなことは地公法には書いていない。それから、これからは市長も法令にのっとって適正にやるということですからいいとしても、無効とか何とかというのは、これは取り消しやけど、無効というような判断とかなんとかなくなってきたら、ずっとさかのぼって訴訟とか何とかになったら、勝ち目はなかるうかと思っておりますので、その辺も重大に考えて行っていただきたいというふうに思っております。

さらに市長にお聞きしますが、本件は既に準司法的権限を有する人事委員会より処分取り消しとの裁決があります。

今後、将来にわたり、適正な業務執行を確保するために、同種事案、類似事案防止のために市長部局、教育委員会部局にそれぞれ担当課長、今、総務課長と学校教育課長やと思いますが、課長に明確に所管事務に入っていると言えそうですけど、今の事務分掌表は課長によると課内全般とこういうふうに全部書いておりますが、こういうのを訴訟及び課内全般とか、明確にどんな格好でもええですけども、とにかくこの裁判とか訴訟というのは、執行部がやったら総務課長だと、教育委員会がやったら学校教育課長であるとか、明確にすることも1つの事故防止の方法であろうと自分は思っておりますが、市長の見解はいかがでしょう。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほども答弁いたしましたように、本市のような小規模な自治体にお



きましては、教育委員会をはじめ、出向する出向先での市長の職務権限が及ばないということになれば、職員の職務上の上司が異なるという大変人事行政が不可分な面もありまして、今は総務課に一元化をしているところです。その出向先に、それがあればいいんですが、今の組織体制の中ではなかなか個別個別にはつukれないというのが状況でありますので、これまでどおり総務課でそういうことは連絡もとりながら、最終的な判断は各出向先で判断するようにしても、やはり研修とか、そういう知識の向上も含めて、各出向先それぞれの管理職が同じ考えを持つような、そういう研修も高めていきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 市長の言うこともわかりますけど、はっきりと法で定められておるがやけん、法は法です。そやから市長の言うようにお互いが協力しながらやるのはこれは結構なことです。結構なこと、最終的な処分権限はあるものの名前でやらんと、こういうことになるわけですから、あくまで法令の遵守は法令の遵守、これははっきりしているがやけん、その辺は守ってもらわんと、また同じ事案があったら、また言わんといかんということになりますので、その辺はよろしくお願いします。市長よろしいか。市長がはいと言ひよるけん、そうでしょう。こういうことが二度とあつてはならんし、法律の壁を権限を越えるというようなことは二度とはあつてはならんことです。手前ならいいけど。何ぼでも聞くところはあるがやけん、そこはそこなりに考えて、教育長に聞きますけど、こういうふうには法律が厳然としてあるわけです。この第何号かにもあるが、あちこち聞いて、それからはっきりとした最終的判断は教育長からするというふうにならんかったら何ちゃならん。その辺を確実に守ってもらわんと、小さい自治体であろうが、大きい自治体であろうが法は法。その辺いかが。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） 議員おっしゃるとおり、法は法であります。第一に法を遵守するという精神を今後も持ち続けて、今までちょっと少し欠如していた部分もあるかと思ひます。そういう慣例やそういうことにとらわれず、議員がおっしゃるとおりの条例、法に遵守した形で、今後、取り組んでいきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） いずれにしても、これら処理のためには、やはり人も高知まで行かんといかんやろうし、人事委員会にも行かんといかん。申し開きもせんといかん。いろいろせ

んといかん。費用は幾らかかかるわけです。費用かからんでええ費用をかけないといかんがやけん、こういうことはあつてはならんことです。幾らどなたがどう言うようが、あつてはならんことはあつてはならん。法律は法律である。

あとこれだけやけど、市長からそれほど積極的には思わなかったけど、私は今回の質問を通じて、将来にわたり、本市行政対応がより適切に行われることを願つての質問戦でありました。執行部にあつても、あるいは教育委員会であつても、よりよい人事管理、効率的な行政対応を通じて、市民と本市の発展に尽くしていただきたいと思います。

また、言い足りないところはまた言いますけれど、本日はこれで私の一般質問は全て終わらせていただきます。

○議長（仲田 強君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

この際、9番永野裕夫君が所用のため、早退する旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 通告をしております一般質問、観光振興について質問を行います。

観光商工課長、こんにちは。

今回は、観光振興ということで1つは県道の27号線、これまちづくり対策課長に答弁をお願いしておりますが、全体をひっくるめて観光に係のある事業という捉え方について、質問をしますけれども、質問の質というよりか、問のほうですので、余り私自身がこの内容について精査をして、それに対して意見を持っているということではなくて、それぞれの事業の内容の報告をいただきたいということで、通告をさせていただきました。

ご承知のように、本市の基幹産業の中でも特に重要な観光振興ではないかというふうに思っております。ここに掲げておりますそれぞれの事業というのは、これ国とか、県とか、事業主体がそれぞれ違いますから、全て市というわけではありませんけれども、それこそ根幹をなす事業だというふうに理解をしておりますから、そういう意味で事業の内容についてのご報告をいただきたいと、そういう趣旨でございます。

まず、観光商工課長、お聞きしますが、この9月で議会の組織が変わりました。私は2年前から産業厚生常任委員会に2年間連続で所属をしております。今回、総務文教に変わったわ

けですけれども、余り今回、今日質問するそれぞれの事業の内容についての所管の委員会に対する事業内容、それから進捗状況等々についての報告というのが余りなかったのではないかと  
いうふうに思っております。

私自身が所管をしておりますから、調べればすぐわかることでありますけれども、担当の課長のほうから所管の委員会に対するこれら私が今回、通告しております事業の内容等々について報告があったのかどうなのか、お伺いをまずしておきたいと思えます。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 委員会の報告についてお答えいたします。

調べましたところ、産業厚生常任委員会に2回報告をしております。1回は平成27年6月11日の産業厚生常任委員会に足摺海洋館について及び足摺岬展望台について報告をしております。

2回目は平成27年8月21日の産業厚生常任委員会において、爪白キャンプ場の再整備について報告をしております。

以上、2回報告しております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 爪白キャンプ場と海洋館と展望所についての報告がそれぞれあったということのようであります。その報告の回数が適切であったのかどうなのかというのはまたいろいろな意見があるところではないかというふうに思っておりますけれども、大変重要な事業でありますから、観光商工課長に通告の順番に従いまして、事業の内容についての報告を求めたいと思えますけど、まず、竜串地区についてビジターセンター、これは市長の公約でもあったのではないかとこのように思っておりますけれども、ようやく形になりかけてきたのではないかとこのように思っております。

新聞報道によりますと、国立公園の地形や生態系、歴史などを標本、模型、写真などで紹介し、公園利用を促進する施設だというふうに報道があったところでございますけれども、この事業に対して観光商工課長、説明をお願いをします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

竜串集団施設地区ビジターセンター、これは仮称であります、につきましては、泥谷市長

就任以来、関係者の協力をいただきながら、環境省、中国・四国地方環境事務所をはじめ、関係機関に働きかけを行い、現在の整備に至ったというふうに考えております。

現在の進捗状況につきましてですが、環境省土佐清水自然保護官事務所によりまして、平成27年度に基本計画が策定されました。本年7月には基本設計を発注しておりまして、この秋ごろには住民に対し、住民説明会を実施する予定であるというふうに聞いております。策定されております基本計画の概要につきましてですが、このビジターセンターは竜串地区において継続的に自然再生を支援し、保全や利活用にかかわる活動を行う関係主体の活動拠点とするとともに、竜串地域を訪れる利用者のエントランス施設として、各拠点の施設間連携や屋外フィールドへの誘導等、地区全体の利用促進に寄与する施設ということを目的に設置いたしまして、建物につきましては、現在、基本計画の中では鉄筋コンクリート造平屋建て、ただし外見につきましては、地域の周辺の自然等を配慮いたしまして、木材を基調としたいということになっております。

延べ床面積につきましては、390㎡、内部は事務室、展示室の基本スペースのほかに、ボランティア活動を行えるスペースなど、そういうところも設けることとなっております。

また、建築場所につきましては、海を眺望できるように現海洋館周辺といたしまして、新海洋館との連携を考え、検討をしているということでありまして、

今後のスケジュールについてですが、現在、基本設計を策定中でありまして、平成29年度に実施設計、平成30年度に工事に着工いたしまして、平成31年度には供用開始をしたいという予定で進めております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 平成31年度の供用開始ということで、竜串の地区においては、後ほどまた説明受けまされども、キャンプ場の整備ですとか、新海洋館の建設等々はあるわけですが、このビジターセンターというのが竜串地区全体の窓口的に観光客に対してのいろんな状況説明ですとかということをやっていくと、そういう意味合いということでええわけですか。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、ビジターセンターを中心に竜串地域全体にエントランス機能ということで利用者を分かれていただくとか、広報活動ができるところとか、そういう形のものになればというふうに考えております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 次に、キャンプ場爪白についての内容説明というのを同じくお伺いをしたいと思いますけれども、現在、爪白地区の皆さんが管理をされておるといいうようにも聞き及んでおりますが、アウトドアブランドのスノーピークという会社が入って、いろんな調査をしながら事業が前へということのようではありますが、これ一部上場の会社ということで、なかなか一流というのか、トップ企業というふうに聞き及んでおるわけではありますが、このキャンプ場の整備の状況について、観光商工課長、内容説明をお願いします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 爪白キャンプ場の再整備についてお答えいたします。

現在の爪白キャンプ場は、トイレ、シャワー室など設備が一定整いまして、竜串・見残し海岸が近い、それから自然環境にも恵まれている、そういう状況の中で、ゴールデンウィークや夏休みなどは多くの利用者でにぎわっております。

平成27年3月、高知県地域観光課の案内によりまして、スノーピーク社社長が視察に訪れたのを契機に、民間のブランド力とキャンプ場経営のノウハウを活用し、キャンプ場としての魅力をさらに高め、利用者の増加と利用者による地域への経済波及効果の向上を目的として再整備を進めているところであります。

現在、スノーピーク社に基本計画の策定を委託しておりまして、その項目につきましては、キャンプ場各施設整備のレイアウトの提案、概算工事費の検討・提言、新設キャンプ場の収益費の試算、イベントプログラムや情報発信の提言などとなっております。

基本計画は6月に中間報告を受けた後、現在は7月16日から18日にかけて行いました爪白キャンプ場で行いましたスノーピークの会員、それから市内のモニターなどで開催いたしましたモニタリングキャンプでのキャンパーの生の声を反映させるべく、最終作業にかかっておりまして、今年11月の初旬ころをめどに最終報告を受け、地域への説明を行った後に、来年度に基本設計、実施設計等を策定いたしまして、平成30年度に工事に着手、平成31年度オープンをしたいという予定で進めております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 現在でもこの園地の夏場というのは、結構、利用がある、前通るだけで数わかりませんが、相当数あるというふう聞いておりますし、この業者、スノーピークが入っていただけると、専門性ということであって、相当それに関連する全国からあち

こちらからのいろんな集客力というのがあるのではないかというふうに思っております、そういう意味でも期待をするところであります。

続きまして、新足摺海洋館につきまして、状況の報告をお願いをします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 新海洋館につきまして、答弁いたします。

現施設は、昭和50年5月の建設でありまして、約41年ほど経過をしております。大水槽1基、中水槽1基、小水槽18基等の設備をもちまして、土佐清水市と大月町の沿岸海域を泳ぐ魚類から磯に生息する無脊椎動物等200種、3,000点余りが飼育展示されております。

築40年以上が過ぎ、老朽化が著しく、平成25年に耐震診断を実施した結果、耐震性能が満たされておらず、耐震補強等、地下劣化部分の改修が必要との結果が出ました。今後の館の方向を検討する必要性から、高知県立足摺海洋館あり方検討委員会を設置いたしまして、検討を行い、存続、改築の最終とりまとめを行ったところであります。

あり方検討委員会のとりまとめを受けまして、基本計画検討委員会の議論をそれから得まして、現在は基本設計を策定中であります。

基本計画の概要ですが、立地場所につきましては、現施設の南西側の浜寄りとなります。施設の規模は2階建て、延べ床面積が3,000から3,500㎡、事業費は現施設の解体も含めて27億2,000万円から31億4,000万円を想定しているということであります。

展示内容や特色については、利用者がスムーズに観覧できるように、竜串・足摺の自然環境の紹介から竜串・足摺の陸域の生物、それから竜串湾、それから外洋深海へと続く流れとしているということを聞いております。

メインの大水槽につきましては、現在の380tからやや大きめの400ないしは500tになるというふうにお聞きしております。

今後のスケジュールですが、来年度にかけて実施設計を行いまして、平成30年度から工事に着手、約2年の工期を経まして、平成32年度にリニューアルオープンをする予定というふうに聞いております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） わかりました。

これまで足摺地区と比べまして、竜串というのはどうも出おくれたというのか、手が余り入ってなかったというのが実情ではないかと思っております。

海中展望塔、それから今回、新しくと言われる海洋館というのはあったわけですが、

それくらいなもので、余り観光地としての施設のなものというは余りなかった。どっちかという足摺岬のほうを中心ではなかったかというふうに思っておるわけですが、そういう経過から見ますと、今回のキャンプ場の整備、それからビジターセンター、それから海洋館のリニューアルの点につきましては、新たに竜串地区に対する脚光が当たるということになるのではないかと考えておまして、そういう意味では本当にありがたい、新しい事業も含めて、これから期待される、できるのではないかと考えております。

今、観光商工課長からそれぞれについて報告いただきましたが、完成年度がずれたというのか、それは一遍にぼつとやりよるかは、ばらばらに次々とやるほうがという、そういう意図は特に観光商工課のほうはないわね。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 完成と言いますか、オープンになる年度が31年から32年にかけて、順次訪れるという形にはなっておりますが、ただ市が整備するものであれば、一定の調整ができると思うんですけども、環境省であり、高知県であり、それから市でありということをお考えますと、一定、このくらいのスパンの中ででき上がってくるというのは、これは大きな誘客に対する波が来たというふうに考えております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） わかりました。

尾崎知事が相当足摺観光、竜串も含めてこの土佐清水市に対しての思い入れというか、意欲が相当あるというふうなお話も伺っておまして、この海洋館の改築について、本当に、一時なくなるのじゃないかというふうな報道等々もあったりして、大変私自身も心配した時期もありましたけども、新たに今、聞きますと27億円から31億円かけるという大事業になるわけです。本当にそういう意味では県のほうに感謝を申し上げるべきではないかというふうにも思うところであります。

次に、足摺岬地区についてであります。県道27号足摺岬公園線の岬の先端分の改修につきまして、これ西原副議長が足摺岬公園線の促進期成同盟会の会長をされておられますから、西原会長にも今後のこの足摺岬公園線の全体についてもいろんな意味で組織で検討していただき、改良に向かっての活動をされておられるわけですから、さらにまたお願いをしたいというふうに思っておりますけれども、問題になっておりますのは先端分の人口密集地、足摺岬の中心部を公園線として機能するようにどう整備をしていくのかということではないかというふうに思っておりますが、これまでの経過も含めてまちづくり対策課長、状況の説明をお願いしま

す。

○議長（仲田 強君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 横山周次君自席）

○まちづくり対策課長（横山周次君） 本年3月27日に懸案であった松尾大浜トンネルが開通し、西側ルートの変動時間が大幅に短縮され、現在、東回りルートの新津津呂工区に着手しており、残すところはお質問の足摺岬先端付近の整備であります。

ご存じのように先端付近については、特別保護地区になっており、平成11年3月に策定された足摺宇和海国立公園管理計画書においては、足摺岬先端付近は現状維持区間で、道路整備計画は赤磐地区から山の中を通り、足摺公園線、スカイラインへとつなげるものとなっております。

このような中、先端付近を通過する観光バスの運行に支障が来していることなどから、観光業者や地元からも対策を求める声も上がっておりました。また、周辺地区区長等で組織する県道足摺岬公園線改良促進協議会の中でも先端付近の整備について話題となり、毎年行っている県当局への整備促進要望活動の際、協議会委員から現道拡幅の声が常に上がっていたことも事実であります。

しかしながら、特別保護地区につき、現道拡幅は非常に困難性が高いことから、平成26年度末に土佐清水事務所から市に対し、先端付近の道路改良についてトンネルの整備の提案があったところであります。

この提示については、まず足摺岬公園線改良促進協議会で検討することとし、平成27年3月に臨時総会を開催し、協議をしております。その結果は、まず地元の意向を確認すべしとのこととなり、地元区長、土佐清水事務所の協力により、3回の地元説明会を行っております。この中で現道拡幅やトンネル案についての賛否両論の意見が出され、環境省自然保護官からは、それぞれの事業実施の可能性について現状維持区間の拡幅は極めて困難。トンネル案は、県、地元とも整備を望むのであれば、国の審議会で協議できるよう、必要性、環境影響等についての議論を進めてほしいとの説明もありません。

3度の地元説明会の後、6月に地元区長より住民対象にアンケート調査を実施しており、先ごろ、区長よりまちづくり対策課にその結果が報告されたところであります。

この結果を踏まえ、10月14日に予定しております県道足摺岬公園線改良促進協議会総会で先端部の整備について協議検討し、その結果によって協議会の要望活動として取り上げるなど、対応してまいりたいと考えております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）



○12番(武藤 清君) なかなか特別保護区につきましては、規制がありまして、地元自治体なりその地域の皆さんの思うとおりに進まないというのがこの自然公園法の関係があるわけですが、1つはこれ以前から気になっておって、例えば文化財の国宝ですとか、それから重要文化財についてはもちろんそれは形状を変えたり、形をどうこうというようなことは、これはそうしますと、そのもの自体に意義がなくなりますから、それは当然、形状変更というのはとんでもないことですが、この国立公園の中で草一本抜いたらいかん、木1本切ったらいかん、瓦の色を変えたらいかんみたいなことのそういう決め方というのが、何のための国立公園なのか、地域の皆さんに国立公園に指定するということによって、観光客も入ってくる、いろんな意味で自治体にお金が、経済効果があるというふうなことを目指すということでない、形状を初期の国立公園に指定したそのままの形状でいつまでも置きたいなことはちょっとおかみのすること、役人のすることでは言いようがないというのか、国民のために何にもなっていないんじゃないかという気がするわけですが、これは市長が市長会等々で今後どう活動していくのかというのは、その辺もしっかり状況も、それから国立公園を持つ地域の皆さんとも連携をしながら、検討もして変えるべきところは変えていただくという活動もまた市長にもお願いしたいと思うわけですが、そういう状況のようでして、この14日には足摺岬公園線、私どもの宿毛宗呂下川口線も同じ日にあるわけですが、足摺岬公園線といわゆる中山道とは全然経済効果も全く違いますし、同一には論じるわけにはいきませんが、ぜひ、その14日に西原会長には、アンケートの結果等々もあるようですから、組織として一定の方向性みたいなものをしっかり出していただいて、組織として活動してしかるべき形をつくってもらえれば大変ありがたいというふうに思っているわけです。

この辺は範囲内ということになりますから、なかなか難しいとは思いますが、でもやっぱり一定の方向を決めて、それに形ができるような形で、県なり、国なり、いろんなところに交渉を続けていくということをせんことには、あっちもふさがる、こっちもふさがるみたいなことでいくと、結局、循環の公園線というのがあそこで詰まったような形になって、何の意味もなさん県道ではありはせんかというそういう心配があるわけですから、ぜひとも14日にまたしかるべきいい方向性を見出していただければ、大変ありがたいというふうに思うところであります。

松尾のバイパス線が大変地域の皆さんも喜んでおりますし、観光客も喜んでおるというふう聞いております。大浜から見ますと松尾見えますから、そのことだけでも以前のくねくね道のことを思うと雲泥の差で、費用対効果という点を単純に考えましても、あれだけはっきりと効果が目の前にあらわれるというのは珍しい事業ではないかというふうに思っているところであります、大変ありがたい事業、新聞の声広場にも、松尾の方がそのことについて記事が出

されておりましたけれども、大変喜んでいいる。

ただ、一方じゃ聞きますと、道がよくなって、以前の道を通らずとも足摺へ行けるようになった。そうすると、時間短縮と車で揺られて、車酔いになるということがなくなったので、足摺へ行って景色を見てすぐとんぼ返りで、宿毛のほうへ観光客が行って、泊まるのは宿毛で泊まりよるみたい話も聞いたりしますので、それも高速道路でも一緒です。道路がよくなる。ところがそこは通過点になって、次のところへ観光客が流れていく、これは必然ですから、無理もないところですけども、そういうリスクを伴いながらも、道路改良というのは、これは必然性ですので進めていく必要があるというふうに思っていますし、そういう状況であったとしても、それをまた乗り越えて観光客をどう誘致をしてそこへ宿泊してもらおうのかというのも知恵の見せどころが今後続くのかなというふうに思うところであります。

次に、足摺展望所の状況、これは数年前に改修の予算も積んで、絵も書かれてというふうな話も聞いたことがあるわけですけども、なかなか前に進まないという状況があります。それはその理由というのがあるわけでしょうけれども、観光商工課長、内容についての報告をお願いします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 足摺岬展望所の改修につきまして、答弁いたします。

現施設は昭和56年度に県が建設いたしまして、平成23年度に手すりの改修工事等を行いながら現在に至っております。

平成23年度に環境省の足摺宇和海国立公園地域整備基本計画の中で、展望台と園路のバリアフリー化が示され、平成25年度には展望台の改修を中心とした実施設計が行われました。それを受けまして、平成26年2月から27年2月にかけて地元関係者と協議調整を行いました。その後、27年度には県により現施設を解体いたしまして、環境省直轄事業で建設に入る予定として進んでおりました。

ただその間に、国有地であると思われていました建設予定用地が法務局の切り図更新の際に別の地権者名義となっておることがわかりまして、四国財務局及び市と地権者とで協議を行いました。調整がつかず、現在は建設の動きがとまっている状況であります。

四国財務局では、今後、切り図訂正に向けて訴訟を含めた法的措置も検討をしております。今後、四国財務局と情報交換を行いながら、進捗状況を注視し、この問題が解決後は早期改修に向け、協議を進めてまいりたいと考えています。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 産業厚生常任委員会で、あれはジオか何かの関係で現地に視察行ったときであったかと思いますが、たまたま展望所へ上がっておりました私が、階段を降りかけますと、下のほうから車いすに乗った方が周り4、5人で両脇車いすを抱えて階段を上がっていくところとちょうど出くわしたわけですが、ああいう実態を見ると、これは早いことせんと、あのままの状態で観光地観光地でふとい格好ができるかみたいな気が大変あのときは強くした覚えがありまして、足摺岬、次の灯台付近の整備にもかかってくるわけですが、足摺岬で灯台がまずないことには、足摺岬にならんというふうにも思っておりますし、同時に今の展望所につきましても、展望所に上がってパノラマ的に海が丸くなっているというところがしっかり確認をできるということが灯台と並んで、足摺岬の一番のメインの場所ではないかというふうには思うところであります。

そういう点からしますと、市の事業ではありませんから、当然のことながら市が思うように進捗はないのかもわかりませんが、さらに国ということですから、県も動いてくれておるといふふうにも聞いておりますけれども、さらに大変重要な展望所でありますから、なるべく早く改修ができるようにまた、これも市長にお願いせないけませんと思います。

次に、灯台付近、これも国がらみですか。ちょっと以前にも状況、今にもというふうなことを聞いたことがあるようですが、どうもその後、どういう状況になっているのか、これも観光商工課長に説明をお願いします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 足摺岬灯台付近の整備につきまして、報告いたします。

足摺岬灯台付近の整備につきましては、平成27年度足摺岬の失われたヤブツバキ樹林の復元を求める意見書を市議会より国に対し提出をしております。

同じく、平成27年度に市長より要望書も提出しております。

内容は、足摺岬の国立公園内の環境保全を適正に行うとともに、より一層の利用促進を図るため、既に基本的用務が終了した足摺岬無線方位信号所等の跡地について、早期に元のヤブツバキ樹林へ復元することというものであります。

それを受けまして、所管である第5管区海上保安部と協議を進めてまいりました。市より局舎跡地の払い下げを要望いたしまして、そのときの回答が直接の払い下げはできないために、財務省へ所管がえをした上での払い下げになるという回答をいただいております。

今後のスケジュールといたしましては、第5管区海上保安部に問い合わせいたしましたところ、平成29年度には財務省に所管がえをする予定であるということです。それにあわせて所管がえ前に土地の整備、測量、鉄塔等の撤去費用等を予算化するということを聞いており

ますので、所管がえが済み次第、財務省と速やかに払い下げに向けた協議を行いたいというふうに思います。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） なかなか時間がかかるね。竜串の地区の新しい施設ですとか、リニューアルですとか、足摺のこの展望所とか、今の灯台付近の整備ですとか、いろいろ観光商工課長のほうから状況についての説明をいただいたわけですが、これらの施設、どれをとっても観光という面から考えますと、1つ欠けても全体の観光ということから考えると、大変大きな問題になるというふうにも思うところでありまして、観光振興、観光業というのは1つのことだけが成功したら、それで全て事足りるということではなくて、いろんな例えばジオパークもそうだと思うのですが、それもやりながら、歴史的な景観も残し、また新たなテーマパークも起こしながら、全体として観光地としてどれだけ誘客ができるのかということにつながってくるというふうに思うところです。

ジョン万ハウスについてもリニューアルというのか、新しい改修というのが、これは県の肝入りで維新博にかけてということのようではありますが、ということも新聞報道もあったところでもありますし、それからジオに関する県の石というのができたようですね。足摺の花崗岩が県下で3つのうちの地質学会の3点に認定をされて、その中の1つが足摺岬のラパキビ花崗岩というのがあるようでして、これらもジオパークの認定に向けては大変大きな推進力になるのではないかとこのように思うところでもあります。このようにいろんな事業をあちこちで、それぞれの皆さんが興味を示すようなそういう施設なり、仕組みをつくりながら全体としての観光地として、誘客を図っていくということではないかと思うわけではありますが、そういう点では2017年度の国の概算要求でも、観光と農業も相当国も力を入れるということで、地域振興を図っていくというふうな報道もあったところでもありますし、また県の尾崎知事も先ほども言いましたように、維新博ということもあって、本市に対しても相当力を入れていただいているというふうに思うところではありますが、結果としてこうしていろんな意味で土佐清水市の竜串・足摺の両拠点というのを中心しながら、相当力こぶを入れて事業を行っておりますけれども、観光客400万人を高知県全体ではここ2、3年ずっとクリアしているというふうに聞いておりますけれども、それでもどうしても県の中央のほうにかたまっていく。平成5年ですか、100万人超えたのは。その後、いろんな事業をしながら、市はもちろん、県もそして観光協会もそれこそ血みどろのような苦労をしながらも、なかなか100万人どころか70万人を切るというふうな状況、また聞きますと大変足摺地区の観光業者の皆さん、ホテル業の皆さんというの、相当苦労されておるといふような話も聞くところでありまして、こうしながらもど

うしても県の中心に観光客が集まってくるというのが今日の状況ではないかというふうに心配もするところであります。

そこで、最初の質問に入るときにお話しましたように、議会への質問、いろんな課題というのの報告をいただくということは、議会も執行部も問題点、課題点を共有をしながら、その事業の成功に向かって手を携えて一緒に努力していくということになるわけでありまして、執行部だけ情報を持っていて、議会のほうは何にも情報を知らないということじゃないというふうな状況が欲しいと思っております。そういう意味で、最初に観光商工課長にこの質問の通告している内容についての議会の報告はどの程度あったのかということの数字を示していただきましたが、市長には今、観光商工課長のほうから内容について報告をいただきました。その中で市長が特に何か私ども議会のほうに話しておきたいというのがあれば、お話をいただけたらというふうにまず思いますが。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 我々執行部といたしましては、情報は共有をして、ぜひ議会に挙げて、一緒に協力して連携しながら進む方向で、それが望ましいと思っておりますので、ご指摘のあった点につきましては反省もし、また、なるべく情報は開示しながら、共有していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、特徴的なことということなんですが、竜串エリアにつきましては、かなり重点的な整備がずっとこの32年まで続くようになっておりますし、あわせて足摺岬についてもいろんな問題がありますが、あるいはこの竜串・足摺という2つの市における観光地が両方が成り立っていくような形で、今後、計画を進めてまいりたいと思ひますし、このことは土佐清水市のみならず、やはり高知県の観光にとってもプラスになっていくと思ひますので、ぜひ、できるだけ情報を開示しながら、連携して取り組む、そういう取り組みはぜひやっていきたいと思ひます。

また、日本ジオパークの認定についても、この議会が終わって10月に全国大会が伊豆のほうでありますので、そこにも参加して、首長セッションとか、いろんな部分、交流会もありますので、ぜひ、先進地の取り組みも見ながら、来年の5月にはいよいよ土佐清水市が認定に向けてのプレゼンをやるわけありますので、ぜひ、来年成功するように今後ともこのジオパークの運動を盛り上げていきたいと思ひしております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） ありがとうございます。

あとは、私のほうから市長にお願いをして、質問を終わりたいと思います。

今、市長から各委員会、議会に対してのいろいろな情報も報告もしながら、情報、お互いの共有をしながら、いろんな事業のことに当たっていくということの答弁をいただいたところですが、これ議長にもお願いしたいのですが、常任委員会においてもこの9月から2年任期になりましたので、できればそれぞれの総務文教なり、産業厚生なりの委員の皆さんで協議をいただいて、例えば向こう1年間に産業厚生でしたら何をポイントに置きながら、1年間どういう活動をしていくのか、総務文教はどういう活動をしていくのかという基本的な活動計画を常任委員会等々で協議をしながら、1年間活動していくというのができれば、大変よいなというふうに思っておりますし、執行部から報告がないということと別個に、一方では議会のほうから執行部に情報の要請がないということもあるわけですから、議会も何もしてないんじゃないかということもあるわけでありますので、ぜひ、議会は議会として、執行部に対するさまざまな問題に対しての情報提供というのを委員会の活動として行っていくということも大変重要な問題というふうに思っておりますから、そういう活動についても議長の一定の指導もお願いできればありがたいというふうにも思うところであります。

1点、最後に市長にお願いをしておきますが、きょうの高知新聞、ご案内のとおり、米軍の四国沖の新たな訓練場についての報道が出ております。これ県のほうも寝耳に水のような報道のようでありまして、この内容というのは、米軍の厚木の基地の空母の艦載機を2017年度をめどに岩国へ移駐をするようでありまして、それに伴いまして日本政府が今年11月10日から四国沖と山陰沖に事前申請に基づく新たな米軍訓練区域を設定をするということがわかったということで、既にこれは決定事項のようであります。この新聞に掲載の地図を見ますと、リマ海域はご案内のとおりでありますけれども、そのリマ海域を含むL区域という、自衛隊の高高度訓練区域というのがあるようでありまして、それを取り囲むようにその南側に新たに今回の新設の訓練区域、臨時留保区域というのでしょうか、相当広範囲の今までの許可になった倍くらいの訓練区域が設定をされた。されるというのか、許可になったという報道でありますから、これ漁民の生活に大変支障を来すということも間違いない、リマ海域についても、漁業補償というのが多分ある、今でもあると思うのですが、そういう状況がさらに広がったということありますから、これ漁民の皆さんともしっかり連携をとる必要があるかと思えますし、当然、県とはしっかり市も連絡をとりながら、事の内容がどうであるのかということも含めて、議会に対する情報についても、ぜひともしっかり共有しながら、事に当たっていくということが大事だと思いますから、その情報につきましても、市長によろしくお願いしたいということをお願いをして質問を終わります。

○議長（仲田 強君） 以上で、通告による一般質問は全て終わりました。  
一般質問を終わります。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から議案第71号「平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」及び議案第72号「工事委託協定の締結について」の議案2件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第71号及び議案第72号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号及び議案第72号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第71号及び議案第72号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

（議案朗読）

○議長（仲田 強君） 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただ今ご提案いたしました議案第71号「平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」及び議案第72号「工事委託協定の締結について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、市道船場長野線大規模更新事業が高知県が行う下ノ加江川ほかインフラ関連河川改修工事と同時施工とすることに伴い、河川管理者である県に同事業の施工を委託することとなりました。

このため、議案第71号では、協定期間内の平成29年度から平成32年度について、本市の負担額3億6,829万円の債務負担行為を設定し、また、議案第72号では、県との全体協定に基づき、協定の目的、金額、期間、相手方及び内容を示し、議会の議決を求めるものであります。どうかよろしくご審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲田 強君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

議案第71号及び議案第72号については、所管の委員会に付託し審議を願うこととなっておりますので、この点、十分お含みの上、質疑されますよう特にお願い申し上げます。

議案第71号及び議案第72号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

市長提出議案第52号「平成28年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」から、議案第72号「工事委託協定の締結について」までの議案20件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

なお、各委員会の開催は、予算決算常任委員会は9月15日、21日、23日の午前9時に開催、総務文教常任委員会は9月16日の午前9時に、産業厚生常任委員会は9月20日午前9時より開催いたします。

各委員会は、9月28日までには、各案件の審査を終わりますよう、特にご配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月28日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

午後 2時05分 散 会